

公益財団法人東ソー奨学会

奨学規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東ソー奨学会（以下「この法人」という。）定款第4条の規定に基づき、奨学金の貸与について必要な事項を定めたものである。

第2章 奨学生

(奨 学 金)

第2条 この法人が貸与する学資を奨学金といい、奨学金をうける学生、生徒を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金をうける者は次の各号に該当するもので、しかも学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

- (1) 高校・高等専門学校・大学または大学院に在学する者
ただし、この法人が認めた指定校に在学する者に限る。
- (2) 品行方正、学術優秀、身体強健な者

(奨学金をうける手続)

第4条 奨学金をうけようとするものは、奨学生願書に次の書類を添え、学校長、学部長または主任教授を経て願出しなければならない。

- (1) 学校長、学部長または主任教授の推薦調書
- (2) 最近時の学業成績証明書
- (3) 人物調査書

(奨学生の決定)

第5条 奨学生の決定は、学識経験者を含む選考委員をもって構成する奨学生選考委員会において、前条にかかげる書類により奨学生を選考し決定する。ただし、必要と認めたときは筆記試験および口答試問を行うことがある。

- 2 奨学生の決定にあたっては、選考委員の3分の2以上の出席を必要とし、過半数により決定するものとする。

(奨学金)

第6条 奨学金は次の金額とする。

- | | | |
|--------------|----|---------|
| (1) 高等学校生徒 | 月額 | 10,000円 |
| (2) 高等専門学校学生 | 月額 | 15,000円 |
| (3) 大学学部学生 | 月額 | 30,000円 |
| (4) 大学院学生 | 月額 | 50,000円 |

(貸与の期間)

第7条 奨学金の貸与期間は、原則として在学する学校の正規の最短修学期間とする。

(誓約書の提出)

第8条 第5条により奨学生として決定された者は、連帯保証人連署の上誓約書を、学校長、学部長または主任教授を経て理事長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎月1回、一定日に交付する。ただし、特別の事情があるときは、2ヶ月以上を合わせて交付することができる。

- 2 奨学金は、毎月学校長を経てまたは直接奨学生に交付する。

(修学調査)

第10条 奨学生の修学状態、素行、健康等については、学校長、学部長または主任教授に依頼して定時または随時に通報を求める。

- 2 奨学生は、毎年成績証明書を提出しなければならない。

(異動届)

第11条 奨学生は次の場合には学校長、学部長または主任教授を経て理事長に届け出なければならない。

ただし、奨学生が傷病その他やむを得ない事由で届け出ることができないときは、連帯保証人が代って届けなければならない。

- (1) 進級したときまたは現級留となったとき
 - (2) 傷病のため4週間以上学校を欠席したとき
 - (3) 休学、復学、転学または退学したとき
 - (4) 学校その他から賞罰を受けたとき
 - (5) 奨学生ならびに連帯保証人の氏名、身分、住所、勤務先、連絡先その他重要な事情に変更があったとき
- 2 奨学生であった者(奨学金の貸与を受け、これを返還する義務を負う者をいう。)は、奨学金の完済までの間に、自ら又は連帯保証人の氏名、身分、住所、勤務先、

連絡先その他重要な事情に変更があったときには、理事長に届出しなければならない。

第3章 奨学金の返還、停止および返納

(奨学金の返還)

第12条 奨学金はその貸与期間が終了して1ヵ年を経過したのち、最長20年以内に年賦又は半年賦により返還しなければならない。ただし、その割賦金の額は、年額にして、貸与をうけた奨学金の額に応じてこの法人が別に定める額を下回ってはならない。

- 2 奨学金の完済までの間に、やむを得ない事由により、前項の割賦金の額の返還が困難となった場合は、理事会の承認を経て、割賦金の額を変更することができる。
- 3 貸与をうけた奨学金は無利息とする。
- 4 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を連帯保証人連署の上、理事長に提出しなければならない。

(奨学金の返還の滞納)

第13条 奨学生であった者が前条第1項に定める割賦金の支払いを遅滞したときは、年5パーセントの割合による延滞金を支払わなければならない。

- 2 奨学生であった者が前条第1項の割賦金の支払いを遅滞したときは、奨学生であった者はこの法人の請求により、奨学金の残額についての期限の利益を喪失し、この法人の指定した日までにその残額を返還しなければならない。

(連帯保証人の責任)

第14条 連帯保証人は、奨学生であった者が負担する一切の債務について、奨学生であった者と連帯して履行の責任を負うものとする。

(奨学金の停止)

第15条 奨学生が次の各号の一に該当する場合に奨学金の貸与を停止する。すでに貸与した金額を第12条及び第13条に準じて返還させる。

- (1) 優秀学生としての資格を失ったとき
- (2) 傷病のため成業の見込みがないとき
- (3) 所定外の学科に履修を変更したとき
- (4) 休学したとき

(返還猶予、免除)

第 16 条 傷病その他やむを得ない事由のため奨学金の返還が困難な場合は、その事情を考慮して相当期間返還を猶予し、もしくは一部の返還を免除することがある。

- 2 奨学生、または奨学生であった者が死亡、もしくは心身の障害によりその奨学金の返還が不能になった場合は、連帯保証人または遺族からの願い出により奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

第 4 章 補 足

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

尚、この規程の軽微な変更については、理事長一任とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。